

意見陳述

2005年4月20日

被告人 松崎 博己

1、 38回の公判は私たちの無実・無罪を明らかにしている

03年2月の初公判から2年がたち、公判は38回行われました。裁判の全体に立ち会い、証言を肉声で聞き、顔つきや態度まで見た裁判官は、青柳勤裁判長だけとなりました。新しい裁判官は、私たちが何を訴え証明してきたのかをよく聞いていただきたい。

この裁判は単なる刑事裁判ではなく、国鉄闘争・労働運動をめぐる労働刑事裁判です。被告団・弁護団は最初から、「裁かれるべきは被告ではなく、違法な弾圧を強行した国家権力と国労本部である」「被告の闘いは正義であり、無実・無罪」という不動の確信に立っています。そして、「国労の団結の要である国鉄1047名闘争の解体を狙った団結権侵害」「闘争団への処分反対を訴えたビラまき・説得活動という正当な組合活動への弾圧」「警察権力と国労本部が一体で強行した政治的弾圧」「暴力行為等処罰に関する法律に問われる行為は全くない」などとして強く弾劾してきました。

毎回の公判を通して、この主張が真実であることが一点の曇りもなく明らかになっています。

2、 国鉄1047名闘争を破壊する団結権侵害の弾圧

まず、この弾圧は、国鉄労働組合（国労）の団結の中心にある国鉄1047名

闘争を解体するための政治的意図に基づいて強行されたものです。被告の私と羽廣さんは、国鉄分割・民営化で解雇された1047名の一員で、九州の小倉地区闘争団に所属する闘争団員です。東、富田、原田、小泉、橘さんはJRで働く国労組合員です。向山さんは国鉄闘争支援者です。全員が国鉄1047名闘争を人生をかけて闘ってきました。

弁護団長の佐藤昭夫先生は、労働法学者として「国鉄分割・民営化は国家的不当労働行為である」と弾劾し、一貫して国鉄闘争の中軸を担ってこられました。現在は鉄建公団訴訟の弁護団長も務めています。弁護団の多くが鉄建公団訴訟の代理人でもあります。被告と弁護団の構成からみても、この裁判が国鉄闘争を巡る労働裁判であることは明らかです。

3、鉄建公団訴訟は解雇撤回をかちとる正当な闘い

本件は、国労第69回臨時大会の当日である2000年5月27日の早朝に起きました。この臨大で国労本部は、鉄建公団訴訟を起こした闘争団員に対する査問を進め、除名を含む統制処分を強行しようとしていました。被解雇者である闘争団員が解雇撤回を求める裁判を起こしたことが統制違反であることを理由に査問し除名するというのです。まさに前代未聞の事態でした。「本部はそこまでやるのか。許せない」という思いで一杯でした。

国鉄1047名闘争は現在まで18年にわたり不屈に闘われています。私と羽廣さんは鉄建公団訴訟の原告ですが、私たち闘争団員が、鉄建公団を相手に解雇撤回を求めて訴訟を起こすことは最低限のことであり、解雇撤回をかちとる唯一の道だと考えています。

私たちは87年の国鉄分割・民営化で国労所属を理由にJR不採用となり、清算事業団に送られました。そして3年後の90年4月1日に、国労、全動労、動労千葉合わせて1047名が解雇されました。この1047名の「解雇撤回・JR復帰」を求める争議が国鉄1047名闘争です。私たちは87年のJR不採用

を不当労働行為として争い、地労委・中労委は不当労働行為を認定しJRに救済を命令しました。しかし、JRは履行しないまま行政訴訟に訴えました。東京地裁、高裁、最高裁と争われ03年12月22日に最高裁判決が出されました。最高裁判決は、JRの責任を3対2で否定しましたが、「不当労働行為があったとしたら清算事業団に責任がある」と断定しました。

2000年の「4党合意」や2002年の「3与党声明」は、「JRに法的責任なしと国労が大会決定する」ことが核心で、国労を完全屈服させる攻撃です。しかも政権政党である自民党や国土交通省、JRが一体でかけてきた前代未聞の不当労働行為です。

この攻撃に国労本部は屈服しましたが、闘争団員は不屈に闘いました。私もそうですが、闘争団の仲間、人を人とも思わない嫌がらせを繰り返し、ひたすら国労から脱退せよと迫る国鉄当局の攻撃を忘れることはできないのです。不当労働行為をかかったことにすることはできません。その思いで鉄建公団訴訟が開始されました。

2001年1月27日、国労大会で「JRに法的責任なし」の4党合意承認が強行された日に、闘争団有志は声明で以下のように述べています。

「労働争議の当該が、争議途中で闘っている相手側に責任がないことを認めることは、自分たちの非を認め、闘いを放棄することに他ならず、東京地裁・高裁の判決に続いて、当事者の国労までが『JRに法的責任なし』を認めれば、あの国鉄で白昼公然と行われた国家的不当労働行為は、歴史に存在しなかったことになり、首切り自由の風潮を加速させ、労働委員会制度崩壊に手を貸すことになる」

これは1047名の共通の原点です。この原点に立つ鉄建公団訴訟の原告は、国労本部の統制処分、生活援助金ストップ、物資販売からの排除、支援打ち切りなどの様々な攻撃、「痛手」を乗り越えて鉄建公団訴訟を闘い続けました。そして9月15日に、この東京地裁で判決を迎えます。必ずや勝利し、「解雇撤回・JR復帰」をかちとりたいと思います。

鉄建公団訴訟が堂々と闘われ、判決を迎えること自体が、闘争団員の統制処分

を強行した国労本部の労働組合にあるまじき犯罪性を示しています。鉄建公団訴訟は、国労本部の妨害を跳ね返し、昨年12月に動労千葉と全動労が提訴し、1047名の当該3組合が揃って争う体制となりました。支援体制も拡大し、ますます大きな闘いに発展する出発点を築いたと言えます。

関連して、今年の過程でかちとられた労働裁判の歴史に残る重大な勝利、すなわち国労鶴見駅分会不当労働行為事件の裁判と全通4・28処分裁判の勝利を確認しておきたい。

前者は、昨年9月27日、東京地裁民事第36部（難波孝一裁判長）が、JR東日本が中労委命令の取消を求めた行政訴訟に対し、原告の請求を棄却する判決を言い渡したものです。同時に、中労委が中労委緊急命令の履行を緊急命令について、その決定を下したものです。その結果、14年前の1990年11月にに不当解雇された1名の原職復帰および未払い賃金の支払いと、不当配属された2名の原職（相当）職への復帰がかちとられたのです。

後者は、昨年6月30日、東京高裁第1民事部（江見弘武裁判長）が、全通（全通信労働組合）の1978年越年反マル生業務規制闘争に対して郵政省が行った1979年4月28日付懲戒免職処分の取消などを求めていた裁判で、一審の東京地裁判決を破棄して6名につき懲戒免職処分の取消、1名につき懲戒処分の無効確認を言い渡したものです。

4、16年の闘いを無にすることはできない

5・27臨大は、「四党合意」による国労解体が、鉄建公団訴訟などで進まないなかで、自民党など与党3党の要求で開かれることになりました。3与党は、「鉄建公団訴訟の闘争団員らを処分せよ」「裁判をとりさげろ」と要求していました。政権党が解雇撤回を闘う組合に「被解雇者を処分せよ」と支配介入したのです。これを許せば、国労が国労でなくなる、16年の闘いが無に帰す、絶対に許せ

ないという思いでした。

闘争団は、月15万円程度のギリギリの生活費で、歯を食いしばって16年間闘ってきました。国労の方針のもとに「解雇撤回・JR復帰」に向けて、闘い続けた、この16年間を決して無駄にはできないという思いで立ち上がりました。本部派の組合員に対して、自ら国労を解体するようなことがあってはならない、5・27臨大は労働組合が労働組合でなくなるということだという思いでピラマキ・説得活動を行ったのです。

私は、貸切バスの後部乗降口付近において、バスに乗りそびれて歩道にたたずんでいる国労本部派組合員たちにむかって、そのときの思いの丈をぶつけました。そのシーンは甲142号証のビデオテープに収録されており、法廷の場でも何回も上映されています。

「今度の大会に何か正義性があるか、おまえ。考えてみ、全部、おまえ、本部は裏切ってきたじゃないか。こんな大会にな、防衛隊として行くのか。絶対、生涯残るぞ、自分の生涯に。自分はそのとき何やったかと。ここでやっぱり、自分が決断としてさ、自分の、自らでちゃんと判断すべきなんだよ」

「今回の大会は何の目的で開かれるのかということやないか。自らの国労を解体するためやねえか。そういう大会にあなた方は行くの？」

「こんな大会開くのかよ。今回の大会で何の名目があるんだよ。全部、おまえ、自民党に言われた大会じゃないか、ああ」

「この大会のあとに何がくるのかいうたら、新井の後に続こうとしているんだよ」「国労としての毅然たる方針がどこあるんか。ねえじゃねえか、おまえ。そんな大会開くのか、おまえ」

「30何年間さ、おれたち、国労組合員としてやってきたんよ。おれは死ぬまで国労組合員として闘おうとしてやってんだよ」

このビデオテープを再生してそのときのシーンを見ると、そのとき、国労本部派の組合員に訴えた必死の思いがよみがえってきます。

5、警視庁公安部と国労本部が一体で強行した弾圧

この弾圧は、自民党に屈服した国労本部の酒田委員長、吉田書記長らと、国家権力・警視庁公安部が結託して仕組み強行されました。その癒着・結託の深さは、裁判でその一端が明らかになっています。この癒着関係は国鉄分割・民営化攻撃の行き着く先であり、闘う労働組合を解体する攻撃の最後の形態です。

だから本件裁判闘争は、同時に国労本部の酒田執行部の責任を明らかにし、闘う国労を再生する闘いの過程でもあります。全力で裁判闘争を推進し、何としても無罪をかちとる決意です。

この2年間の公判の中で警察と検察による「暴行」のでっち上げが明らかになりました。国労本部の酒田委員長らの幹部と警視庁公安部の驚くべき癒着の下で、現場における被告らの「暴行」が作り出されたことが明らかになりました。

検察側の鈴木証人は、事件現場で「三列縦隊で進み、ビラは受け取らない」としたと証言しました。また第29回公判では池田証人が「(ビラまきの国労組合員は)『国労大会に行くんですか』と言ってビラを持ってきた」と証言しています。現場のビラまきの様子はごく普通でしたが、池田証人は「関係ないからどけ」と挑発してきたことも証言しています。

そもそも、「三列縦隊で進む」というのは、ビラまきの国労組合員を問答無用で押しのけ「突破する」という方針だということです。

国労東京地本の鈴木勉執行委員が現場を隠し撮りした「鈴木ビデオ」が検察側が提出の証拠になっています。酒田委員長は、このビデオを「事件」の3日後の5月30日に、荒川警察署で公安刑事と一緒に見て、「ひどくやられているでしょ」と弾圧を要請したことが明らかになっています。国労内で検討することはいっさいなく、すぐさま警察に売り渡したのです。ここから国労本部幹部と警視庁公安部の一体となった弾圧が開始されたのです。

そして、「被害者」がつくられていきます。検察側証人として証言したいいわゆる「被害者」は本部側の国労組合員ですが、けがもなく、診断書をとった人もいま

せん。そしてどの証人も自ら進んで「被害届」を出したというものではなく、国労本部の酒田委員長や吉田書記長らに促され勧められて出したと証言しています。

被告らの「実行行為」は警察・検察のストーリーに基づいて描かれたものであるため、検察側の「被害者」証人はあいまいな証言しかできません。第37回公判で平山証人は弁護団の質問に対して「分かりません」「記憶にありません」とか「覚えていません」という答えに終始しました。弁護団からの追及を逃れようとする見苦しいあがきでしたが、その数は実に73回を数えました。自分の体験にもとづいていないから、前に言ったことと違うことを言ったり、あいまいなことしか言えないのです。どの検察側証人も証言が二転三転しています。全く信用できません。

6、4党合意を語れない「被害者」証人

検察側証人として証言した国労本部派のいわゆる被害者証人が、4党合意や3与党声明の内容や流れについてまともに答えられないことについて述べておきます。

彼らにはいろいろな経緯があるだろうが、検察側証人として出廷し、自分と同じ国労に所属している組合員を罪に陥れるための証言をしました。彼らは、4党合意や3与党声明を積極的に受け入れている東京、長野などの地方本部に所属し、自らも推進してきました。

彼らの4党合意や3与党声明についての証言内容を聞くと、怒りに堪えないことばかりです。自民党らの動向は攻防を左右しますから、闘争団は緊張して見守っていました。これらの過程は、国労への攻撃の連続であり、「解決」に向けた進展は全くありませんでした。

江田証人や平山証人は、4党合意や3与党声明の内容を覚えていないなどと証言しました。4党合意の内容などは、怖くて触れることができないというのが被害者証人の特徴です。

江田証人について、以下、第31回公判の証人尋問調書から引用します。

弁護人 では伺いますが、5月27日の大会を招集するに当たって国労本部が確認した真意の内容として、例えばJRに何人の人が採用されるということだったんですか。

江田証人 それは明らかにされていません。

弁護人 解決金はいくらだったんですか。

江田証人 明らかにされていません。

弁護人 しかし証人は大会では、本部は確認したんだと、だから、大会が開かれたんだと。

江田証人 そうです。

江田証人は以上のように言っています。3与党声明について、本部や東京地本などは「自民党の真意を確認した」と言っていました。中身は何もなかったのです。

5・27臨大で代議員の江田証人は自らの意志として「本部は確認した」と強硬に発言しています。しかし、その発言内容が裁判で追及されるや、「それは本部の責任（本部が決めること）」と言って逃げました。東京地本の執行委員として、東京地本内の組合員にこのような指導を行っているということも弁護人の尋問で明らかになっています。ひどい話だと思います。

5・27臨大は実は、与党3党から「2つの矛盾の解消」を突きつけられ、闘争団の処分を強行するために開いた大会でした。江田証人はこの事実を積極的に証言することができなかったのです。弁護人が大会議事録を示して追及して、以上のやりとりになりましたが、それまでは大会代議員として発言したということすら「忘れた」と言っていたのです。

こんな不誠実な証言があるのでしょうか。5・27臨大とは、そんなに軽いものだったのでしょうか。それは闘争団員にとって、国労にとって「死」を強制するものだったのです。闘争団としての16年間、解雇撤回・地元JR復帰の闘いの

16年間を否定し、今後の人生を恥じ多き人生として歩めというものでした。江田証人にとっては闘争団の生き死ななんかはどうでもいい、国労バッジは処分が続けばすぐ外せばいいと言うのです。国鉄闘争を闘ってきた者の証言とは思えない態度と姿勢でした。

私は第31回公判でたまらず江田証人に尋問しました。

「被解雇者は解雇撤回を勝ちとらないと生活できないのはわかるか」

「JRに法的責任なしを決められたら被解雇者はどうなるのか」

「1047名がJRに戻るためには、JRの責任を追及する以外ないのではないか」

彼はこれに対して私の質問の趣旨をすりかえて開き直った言動に終始しました。それに対する怒りを抑え、冷静に尋問するのが苦しかったことが思い出されます。

7、必ずや無罪と国労の再生をかちとります

私たち被告は1年3ヵ月もの間、監獄に閉じこめられました。不当な長期勾留でした。しかも、国労本部幹部による国家権力への売り渡しによって、組合員が長期勾留されたのです。実に許せないことです。監獄の中の闘いは苦しものでした。しかし、自分の意志に反することはできません。だから頑張りました。

自分だけよければいい、自分だけ生き残ればいい、このような考えでは職場で団結を固めることはできません。みんなで助け合って団結することで労働者は生きていけるのです。

組合員の間で差別をしたり、いがみあっては職場はうまくいかない、私が国鉄労働組合に加入したときに教え込まれました。しかし、5・27臨大はこの教えを打ち砕きました。団結は破壊され、同じ組合員が検察側と弁護側に別れ対立する「悲劇」がこの裁判です。

私が逮捕されたとき、取り調べの警官は「しゃべれば早く出られる、しゃべらなければ2、3年出られない」とか「あなたが思っている国労は早く出なければ

なくなっているぞ。今出れば間に合うぞ」とか「関西の仲間がクビになってもいいのか」と言い続けました。

家族に対しても警察は同じことを言いました。「ご主人は取り調べで話さないのが長くなりますよ」「奥さんが来て話をするように言ってもらえば早く出られます」と言ってきたそうです。妻は「私が言ったら早く出られるようなことで逮捕したのか！」と警察に言い返したと言います。獄にある私たち被告の正しさを確信し、「この弾圧に負けてたまるか」と生活費を捻出するた一人三役をこなしました。介護職、米・野菜づくり、家事の労働です。月夜には月のあかりをたよりに、畑の草取りをしたそうです。忙しい合間をぬって公判傍聴のために上京し、面会ができるようになってからは、「おとうさん、がんばろうね。家のことは心配しなくていいよ。みんながんばっているから」と明るく話してくれました。これで私の気持ちは晴れ、警察と国労本部への怒りは増すばかりでした。

保釈になってからは新たな困難や苦勞と直面しながら闘っています。2ヶ月に3回の公判があり、1回の裁判で最低でも2日は物資販売に行くことができません。物資販売は学校の組合を訪ねますから、大変な減収になります。他方で大変な交通費が必要になっています。

全国に、「国労5・27臨大闘争弾圧を許さない会」という支援組織が結成され、無罪獲得と国労の再生のためにご奮闘いただいています。労働運動の先輩や労働組合の現役の方々、労働法の関係者や弁護士さんなどに力強い声を上げていただいています。九州でも元国労九州エリア本部書記長の手嶋浩一さんが先頭で許さない会の運動を推進してくれています。心強いかぎりです。

国労本部の腐敗の対極でこうした力強い運動が前進しています。公判廷で上映された、当日の様子を映した2本のビデオテープを見た人は例外なく、「どうしてあれが暴力か！」「あれは警察と国労本部が仕組んだワナではないか！」「あれで1年3ヵ月の獄中生活になるのか！」と怒りの声を上げます。どこにも暴力がありません。労働組合運動の正当なピラマキ・説得活動だとすぐ分かります。こうして許さない会の運動が広がっています。

被告の決意は、以上のような動向と闘いの中で、仲間を裏切らない、差別しない、団結して闘う、このことでたとえ長期裁判になろうとも無罪をかちとる、そして闘う国労を再生する、これです。

9月15日に判決となった鉄建公団訴訟の勝利判決をかちとり、1047名闘争に勝利する決意です。なお、資料として当日私たちがまいいたビラと2001年1月27日付けの闘争団有志声明を添付します。